

# J R 線・智頭線中部地区利用促進協議会会則

## (名 称)

第 1 条 この会は、J R 線・智頭線中部地区利用促進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

## (目 的)

第 2 条 智頭線特急列車の J R 倉吉駅乗り入れに伴い、京阪神等からの観光客等の誘致と、県内中部地区から京阪神等への利用促進を図り、もって鳥取県中部地区の発展に寄与することを目的とする。

## (組 織)

第 3 条 この協議会は、前条の目的に賛同するものをもって組織する。

## (事 業)

第 4 条 この協議会は、第 2 条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ( 1 ) J R 線・智頭線中部地区住民の利用促進運動
- ( 2 ) 京阪神地域からの観光客（乗客）誘致運動
- ( 3 ) その他目的達成に必要な事業

## (役 員)

第 5 条 この協議会に次の役員を置く。

会長 1 人、副会長 若干人、理事 若干人、監事 2 人

- 2 会長、副会長、理事及び監事は、総会において選出する。

## (役員の仕事)

第 6 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、本協議会の事業推進を図り、会務を処理する。
- 4 監事は、協議会の会計を監査する。

## (役員の仕事)

第 7 条 役員の仕事は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補充による役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

## (幹事会)

第 8 条 協議会の業務に関し必要な事務を円滑に行うため、幹事会を置き、幹事は会長が委嘱する。

- 2 前項の幹事会は、各種団体代表担当職員並びに市町村担当職員をもって組織し、必要な事項の審議を行う。

(会 議)

第9条 この協議会の会議は、総会及び役員会とし、会議は必要に応じて会長が招集し、議長となる。

2 総会は次の事項を決定する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関すること
- (2) 予算及び決算に関すること
- (3) 会則の改廃に関すること
- (4) その他必要と認める事項

3 役員会は、必要に応じて会長が招集し、運営事項の協議、推進にあたる。

4 会議は、半数以上の出席で成立し、出席者の過半数をもって決定する。

(会 計)

第10条 この協議会に会計は、会費、負担金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

2 会費は、予算で定める。

3 この協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第11条 この協議会の事務局は、倉吉市役所内に置く。

附 則

1 この会則は、平成6年8月3日から施行する。

2 この協議会の設立当初の会計年度は、第10条第3項の規定に関わらず、施行の日から平成7年3月31日までとする。

3 この会則は、平成20年8月6日から施行する。